

平成 30 年第 2 回玉城町議会定例会会議録（第 4 号）

- 1 招集年月日 平成 30 年 6 月 12 日（火）
2 招集の場所 玉城町議会本会議場
3 開 議 平成 30 年 6 月 19 日（火）（午前 9 時 00 分）
4 出席議員 （13 名）
1 番 津田久美子 2 番 江島 高明 3 番 山路 善己
4 番 前川さおり 5 番 井上 容子 6 番 竹内 正毅
7 番 中西 友子 8 番 北 守 9 番 坪井 信義
10 番 奥川 直人 11 番 山口 和宏 12 番 風口 尚
13 番 小林 豊

5 欠席議員 なし

6 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	小林 一雄	教 育 長	田間 宏紀
会計管理者	藤川 健	総 務 課 長	中村 元紀	税務住民課長	北岡 明
生活福祉課長	西野 公啓	産業振興課長	中世古憲司	建 設 課 長	東 博明
教育事務局長	中西 元	上下水道課長	中西 豊	病院老健事務局長	田村 優
監 査 委 員	中村 功	総合戦略課主幹	中川 泰成		

7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山下 健一 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 上村 文彦

8 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第 4 1 号 玉城町地域運営組織事務所の設置及び管理に関する条例の制定について（討論・採決）

第 3 議案第 4 2 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について（討論・採決）

第 4 議案第 4 3 号 町税条例等の一部改正について（討論・採決）

第 5 議案第 4 4 号 玉城町社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（討論・採決）

第 6 議案第 4 5 号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）

第 7 議案第 4 6 号 玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について（討論・採決）

- 第 8 議案第 47 号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 第 9 議案第 48 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 10 議案第 49 号 平成 30 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 11 議案第 50 号 平成 30 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 12 議案第 51 号 平成 30 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 13 議案第 52 号 平成 30 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 14 議案第 53 号 平成 30 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）（討論・採決）
- 第 15 議案第 54 号 副町長の選任につき同意を求めることについて（追加議案）
- 第 16 選挙第 1 号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について（追加議案）
- 第 1 議案第 55 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて（追加議案）
- 第 2 発議第 2 号 閉会中の継続審査の申し出について

（9 時 00 分開議）

◎開会の宣告

○議長（山口 和宏）ただ今の出席議員数は、13 名で定足数に達しております。

よって、平成 30 年第 2 回玉城町議会定例会第 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定により議長において

3 番 山路 善己 君 4 番 前川さおり 君

の 2 名を指名します。

これから、議事に入ります。

○議長（山口 和宏）日程第 2 議案第 41 号 玉城町地域運営組織事務所の設置及び管理に関する条例の制定について、ないし、日程第 8 議案第 47 号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを一括議題にします。

ただいま、一括議題となりました各議案については、総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

はじめに、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会委員長 竹内正毅君

○総務産業常任委員長（竹内 正毅）議長から 総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、只今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る6月14日の本会議において、本委員会に付託されました議案第41号 玉城町地域運営組織事務所の設置及び管理に関する条例の制定について 以下3件の審査を6月15日、午前9時00分から第1委員会室において、町長、副町長及び教育長、並びに関係職員の出席のもと7名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案について、審査結果の報告をします。

まず、議案第41号 玉城町地域運営組織事務所の設置及び管理に関する条例の制定について、委員から、玄甲舎の管理事務所に職員を何名配置するのか。また、雇用形態はどうか。との質問に、副町長から、地域運営組織事務所は、玄甲舎だけの管理ではなく、玄甲舎を利活用した行事等、地域でいろいろな活躍をする人々の活動をコーディネートする組織が、この事務所にはいます。この事務局の事務局長的な方、それをサポートする方、玄甲舎などを管理する方、3名を考えておます。

雇用形態は、運営組織が雇用する形で、運営組織ができるまでの間は、シルバー人材センターからの派遣を考えておりますとの答弁でした

また、他委員から、予算措置は委託料として支払うのか。財源はあるのか、との質問に、副町長から、教育委員会の社会教育分野で、玄甲舎を利用することから、教育委員会から運営組織に事業委託料として支払うように考えておりますとの答弁でした

さらに委員から、説明では、教育に関すること以外の事業もかなり網羅されている。その点について、教育長の見解をお聞きしたいとの質問に、教育長から、公共の施設でするので、維持管理の部分の委託も当然発生します。利活用については、議論をされているところで、これから、いろいろな分野で活用を検討していますが、指定文化財という大前提がございますので、一定の使用ルールを定めながらの運用形態を考えていきます。また町からの委託と、運営組織自体の自主活動で自走し、自分たちで運営していただければと考えております。

委員から、「100人委員会」等の意見は、教育、福祉だけでなく、非常に広範囲にわたっています。文化財価値を高めていく意味で、情報発信し、住民の方々により親しんでいただく。町外の方には、沢山おとずれていただくために、玄甲舎、田丸の城全体、城下町として「名城100選」に選ばれたことなど、広く周知を図っていただきたいと思っておりますとのご意見もでました。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、可決されました。

次に、議案第 42 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について

質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、可決されました。

次に議案第 43 号 町税条例等の一部改正について、
質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、可決されました。

以上 3 件 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（山口 和宏）以上で、総務産業常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

○議長（山口 和宏）次に、教育民生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長 中西友子君

○教育民生常任委員長（中西 友子）議長から 教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております議案の審査結果をご報告します。

去る 6 月 14 日の本会議において本委員会に付託されました、議案第 44 号 玉城町社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、以下 4 件の議案の審査を 6 月 15 日、午前 9 時 20 分から、第 1 委員会室において、町長、副町長および教育長、並びに関係職員の出席のもと 6 名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細については、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をします。

まず、議案第 44 号 玉城町社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、「可決」されました。

次に、議案第 45 号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員より、放課後児童クラブの条例が他にもあるが、その条例との関連性は、との問いに、担当課長より、この条例は、一般的な要件を定めたものです。運用に関して「放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例」があります。本年 3 月に「さくら児童館」の定員を 80 名に増員改正しておりますとの答弁でした。

その他、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、「可決」されました。

次に、議案第 46 号 玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、

「可決」されました。

次に、議案第 47 号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、補足資料中の語句の確認のほか、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、「可決」されました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（山口 和宏）以上で、教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

「質疑なし」と認めます。

これで、教育民生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから、議案ごとに討論・採決を行います。

はじめに、議案第 41 号 玉城町地域運営組織事務所の設置及び管理に関する条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 41 号 玉城町地域運営組織事務所の設置及び管理に関する条例の制定について 採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 41 号 玉城町地域運営組織事務所の設置及び管理に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 42 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について 採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第42号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号 町税条例等の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第43号 町税条例等の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに

賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第43号 町税条例等の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号 玉城町社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第44号 玉城町社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第44号 玉城町社会教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 45 号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 45 号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 46 号 玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 46 号 玉城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 47 号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 47 号 玉城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第 48 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）ないし、日程第 14、議案第 53 号 平成 30 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を一括議題にします。

ただいま、一括議題となりました各議案については予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 風口 尚 君

○**予算決算常任委員会委員長（風口 尚）**議長から、予算決算常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております、各議案の審査結果をご報告します。

去る 6 月 14 日の本会議において本委員会に付託されました、議案第 48 号 平成 30 年度 玉城町一般会計補正予算（第 1 号）、ないし、議案第 53 号 平成 30 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の 6 件についての議案審査を、

6 月 15 日、午前 9 時 40 分から、第 1 委員会室において、町長、副町長並びに教育長また関係職員の出席と議長同席のもと 12 名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案について審査結果の報告をします。

まず、議案第 48 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、可決されました。

次に、議案第 49 号、平成 30 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、可決されました。

次に、議案第 50 号 平成 30 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第 1 号）については、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、可決されました。

次に、議案第 51 号 平成 30 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、可決されました。

次に、議案第 52 号 平成 30 年度玉城町水道事業会計補正予算（第 1 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、可決されました。

次に、議案第 53 号 平成 30 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）については、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（山口 和宏）以上で、予算決算常任委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は省略することに決定しました。

これから、議案ごとに討論・採決を行います。

はじめに、議案第 48 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 48 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 48 号 平成 30 年度 玉城町一般会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 49 号 平成 30 年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「議事進行」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 49 号 平成 30 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 49 号 平成 30 年度 玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号 平成 30 年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 1 号) について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 50 号 平成 30 年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 1 号) について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 50 号 平成 30 年度 玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 1 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第 51 号 平成 30 年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 51 号 平成 30 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 51 号 平成 30 玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号 平成 30 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 52 号 平成 30 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 52 号 平成 30 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 1 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号 平成 30 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 53 号 平成 30 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) について、採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は 委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

したがって、議案第 53 号 平成 30 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 1 号) は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 (山口 和宏) 次は、人事案件ですので、教育長 田間宏紀君は退席を願います。

日程第 15 議案第 54 号 副町長の選任つき同意を求めることについて を議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長 (辻村 修一) 議案第 54 号 副町長の選任につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本町副町長として 1 期 4 年をお勤めいただきました小林一雄 氏が、本年 6 月 30 日をもって任期満了となり、その後任の選任に当たっては、あらゆる広い視野から慎重の上にも慎重に検討を重ね、熟慮いたしまして、ご提案申し上げますように、玉城町原 952

番地 田間宏紀氏 58歳を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

田間氏の主な経歴につきましては、昭和57年4月1日に奉職以来34年にわたり、町職員とし、総務課長を始め、病院老健チーム統轄、玉城病院・介護老人保健施設事務長、産業振興課長を歴任してきました。

また、平成28年11月9日から教育長として、教育委員会の会務を総理し、玉城町教育行政の執行の重責を務めてきました。

地方自治に対する豊富な経験と現状認識、豊かな識見と取り組み姿勢は町長の補佐役として、また玉城町の発展のために果たすべく副町長として適任と考え、ここに選任同意をお願いするものでございます。

よろしくご審議の上、議員各位全員のご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、ご同意いただきました後には、7月1日から就任をさせたいと思っております。

なお、補足説明は省略させていただきます。

○議長（山口 和宏）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

発言を許します。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終ります。

本案については、討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

これより採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

全員起立であります。

よって、本案は原案の通り同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

（田間 宏紀 君 入場）

ただ今、次期副町長に選任されました「田間宏紀君」から挨拶がございます。

田間宏紀君、挨拶をどうぞ。

（田間 次期副町長 挨拶）

○議長（山口 和宏）再開します。

次に、日程第 15 選挙第 1 号 三重県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙についてを議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に「町長 辻村修一君」を指名します。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました「辻村修一君」を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、ただ今、指名しました「辻村 修一君」が、三重県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただ今、当選をされました「辻村 修一君」が本会議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をします。

暫時休憩します。

（9 時 41 分 休憩）

《休憩中》

○議会事務局長（山下 健一）議会運営委員の方々に連絡します。

執行部から先程、追加議案が提出されましたので、ただ今から議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は、第 2 委員会室へご参集ください。

（議会運営委員会を開催、開会前に追加日程を配布）

（9 時 56 分 再開）

○議長（山口 和宏）再開します。

お諮りします。

ただ今、副町長の選任同意に伴い、町長より、議案第 55 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてが、提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題とします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

追加日程第 2 議案第 55 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

教育長としてお勤めいただきました田間 宏紀氏が、先の議案可決により、本年6月30日をもって辞職することに伴い、後任につきまして、あらゆる広い視野から慎重に検討を重ね、熟慮いたしまして、玉城町岩出1210番地67 中西 章氏 62歳を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第4条第1項の規定により議会の同意を求めるとでございます。

中西氏の主な経歴につきましては、昭和 55 年から三重県教職員として中学校教諭となり、大紀町立大紀中学校校長、玉城町立田丸小学校校長等を歴任し、平成 29 年3月に退職されました。同年4月から玉城町教育委員会学校経営アドバイザーとして、玉城町の教育行政の発展のため、ご活躍されており、教職員として、長年、教科指導や教育指導など豊富な経験があるとともに、教育行政経験もあります。

教育行政に対する理解と現状認識、豊かな識見を有し、人格が高潔であり、また玉城町の教育行政発展のため、教育長として適任と考え、ここに選任同意をお願いするものでございます。

よろしくご審議の上、議員各位全員のご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、ご同意いただきました後には、7月1日から就任をさせたいと思っております。

任期は残任期間を引き継ぎ平成31年11月8日までとなります。

なお、補足説明は省略させていただきます。

○議長（山口 和宏）提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

発言を許します。

(「議事進行」の声あり)

「質疑なし」と認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

本案については、討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

これから、議案第 55 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

「起立全員」です

したがって、議案第 56 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(新教育長 中西 章 さん 入室)

ただ今、教育長に任命されました

中西 章 さん から挨拶がございます。

中西 章 さん 挨拶をどうぞ。

(新教育長 中西 章 さん挨拶し退場)

○議長(山口 和宏) 次に、追加日程第 3 発議第 2 号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。

議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第 75 条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「議事進行」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しま

した。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成30年第2回玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、町長、挨拶を願います。

町長 辻村 修一君

(閉会の挨拶)

○町長(辻村 修一) 閉会にあたりまして、お礼の挨拶を申し上げます。今期定例会提案のすべての議案について、原案承認を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。また、会期中いただきました貴重なご意見、今後の調整運営に反映をさせていただきたいと思っています。特に少子化対策については近々の課題であると考えていまして、全庁挙げてこの対策に取り組んでいきたいと考えております。さらに昨日大阪北部で発生をいたしました地震、昨日8時40分から緊急会議を開催し、更に学校長、保育所長との会議を持ちまして、安全対策の徹底をお願いをしたわけでありますけど、すでに各地区でも始まっておりますように、それぞれの地域の中でも、自助、共助、公助の考え方を徹底していきたいと思っておりますので、お力添えを賜りたいと思います。

閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

○議長(山口 和宏) 閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。本定例会の付議されました各議案、議員各位におかれましては慎重なる審議をいただき、通していただき、精神誠意、審査を行っていただいたこと心より感謝申し上げます。また、町長以下参与の方々、職員のみな様におかれましては、4月の町長選挙により、辻村町政4期目が今回から本気で始まります。また、これに向けて副町長 田間宏樹さん、また教育長 中西 章さんと、これで選任をしていただき、また新しい体制でこの平成30年度をしっかりと玉城町、安心安全のまちづくり、先ほど町長おっしゃられましたけど、災害に関しては、逐次的字に進めていただきたいなど議会のほうでは思っておりますので、それもしっかりと遂行していただきますようよろしくお願いいたします。しっかりと参与の方、がんばっていただきますようお願いしまして挨拶とさせていただきます。

(10時10分 閉会)